

# 我が国の郵便制度について

平成 2 8 年 9 月

## I. 総則

### 1. 郵便法の目的(第1条)

郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

### 2. 事業の独占(第2条及び第4条)

- ・郵便の業務は、郵便法の定めるところにより、日本郵便株式会社が行う。
  - ・日本郵便株式会社以外の者は、他人の信書の送達を業としてはならない。
- ※総務大臣の許可を受けた信書便事業者は、他人の信書の送達を行うことができる。

### 3. 郵便に関する料金(第3条)

郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

### 4. 検閲の禁止及び秘密の確保(第7条及び第8条)

- ・郵便物の検閲をしてはならない。
- ・日本郵便株式会社の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。
- ・郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

### 5. 郵便に関する条約(第11条)

郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

## II. 郵便の役務

### 6. 郵便物の種類(第14条、第20条～第27条)

- ・第一種郵便物(書状等)
  - ・第二種郵便物(郵便葉書)
  - ・第三種郵便物(新聞、雑誌などの定期刊行物)
  - ・第四種郵便物(通信教育、点字郵便物、農産物種子、学術刊行物等)
- (参考) 郵政民営化前は、「小包」が郵便物に含まれていたが、民営化の際に郵便法の対象から外れ、一般の荷物と同様の扱いとなった。

### 7. 大きさ等の制限(第15条)

郵便物は、原則として以下の大きさ及び重量を超えることができない。

大きさ	長さ:60cm/長さ、幅及び厚さの合計:90cm	
重量	第一種郵便物	4kg
	第三種郵便物及び第四種郵便物(盲人用郵便物以外)	1kg
	第四種郵便物(盲人用郵便物)	3kg

※郵便約款により、上記制限を超える郵便物を取り扱うことができる。(任意取扱)

### 8. 料金支払の方法及び時期(第28条及び第29条)

- ・郵便料金は、原則として郵便切手で前払をしなければならない。
- ・郵便切手は、日本郵便株式会社が発行・販売する。

### 9. 特殊取扱(第44条～第49条)

日本郵便株式会社は、以下の特殊取扱を実施する。

書留	引受けから配達までの郵便物の送達過程を記録し、郵便物を亡失し、又はき損した場合に、差出しの際差出人から申出のあった損害要償額の範囲内で賠償する。
引受時刻証明	郵便物を引き受けた時刻を証明する。
配達証明	郵便物を配達し、又は交付した事実を証明する。
内容証明	郵便物の内容である文書の内容を証明する。
特別送達	民事訴訟法に基づき裁判所等が差し出す郵便物を同法に基づく方法により送達し、その送達の事実を証明。

※引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達については、書留とすることが必要。  
※郵便約款により、上記以外の特殊取扱を実施することができる。(任意取扱)

### 10. 損害賠償の範囲(第50条)

- 日本郵便株式会社は、原則として、以下の場合に損害を賠償する。
- ・書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき。
  - ・引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき。
- ※普通の郵便物は、損害賠償の対象ではない。

## Ⅲ. 郵便認証司、Ⅳ. 雑則

### 11. 郵便認証司(第58条～第66条及び第74条)

郵便認証司の職務等は以下のとおり。

※内容証明及び特別送達の取扱いの信頼性を確保するため、郵政民営化を機に新たに設けられた資格。

#### (1) 職務

内容証明の取扱い及び特別送達の取扱いに係る認証

#### (2) 対象者の任命

日本郵便株式会社の職員の中から同社の推薦に基づき、総務大臣が任命する。

#### (3) みなし公務員

郵便認証司、内容証明の業務に従事する者及び特別送達の業務に従事する者に対しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 【郵便約款】

- 郵便法、郵便法施行規則で定めることとされている事項(例:差出し禁止の郵便物、郵便葉書の規格・様式)
- 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
- 料金の收受に関する事項
- 日本郵便(株)の責任に関する事項

#### 【郵便業務管理規程】

- 郵便の業務の管理に関する事項
- 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
- 郵便物の配達の方法
- 郵便物の送達の方法
- その他総務省令で定める事項

### 12. 郵便に関する料金(第67条)

- (1) 第一種郵便物及び第二種郵便物に関する料金は、事前届出制。
- (2) 第三種郵便物及び第四種郵便物に関する料金は、認可制。
- (3) 義務的特殊取扱に関する料金は、事前届出制。
- (4) 任意的特殊取扱に関する料金は、事前又は事後届出制。

### 13. 郵便約款及び郵便業務管理規程(第68条及び第70条)

#### (1) 郵便約款

日本郵便株式会社は、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。変更しようとするときも場合も同様とする。

#### (2) 郵便業務管理規程

日本郵便株式会社は、郵便物の引受けの方法、郵便物の配達の方法等を記載した郵便業務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

### 14. 料金等の変更命令(第71条)

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、郵便に関する料金、郵便約款又は郵便業務管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

## V. 罰則

### 15. 罰則(第76条～第92条)

事業の独占を乱す罪、信書の秘密を侵す罪、料金を免れる罪等の罰則が設けられている。

## 1 郵便物に種別を設ける理由

それぞれの種類の内容、形体及び性質等により、文化的、社会的又は経済的な面から料金に配慮を加えたり、取扱いを異にする等の必要があるとの観点から、第一種郵便物から第四種郵便物まで種別を設けている。

## 2 郵便物(第一種郵便物～第四種郵便物)の種別の内容

	種別内容	大きさ(注1)		重さ(注1)	料金規制
		最大	最小		
第一種郵便物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○筆書した書状を内容とするもの</li> <li>○郵便書簡</li> <li>○第二種、第三種及び第四種に該当しないもの</li> </ul> <p>※上記のうち、形状が整っていて取扱いが容易で、機械処理の可能なものは「定形郵便物」、そうでないものは「定形外郵便物」としている</p>	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	<ul style="list-style-type: none"> <li>①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm</li> <li>②①以外 長さ14cm、幅9cm</li> </ul> <p>上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可</p>	4kg以下	事前届出
第二種郵便物	<p>&lt;制度創設趣旨:無封の簡便な通信として安い料金での利用に資するため&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○郵便葉書(通常葉書及び往復葉書)(注2)</li> </ul>			—	事前届出
第三種郵便物	<p>&lt;制度創設趣旨:国民文化の普及向上に貢献すると認められる刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、もって社会、文化の発達に資するため&gt;</p> <p>○毎年4回以上発行する定期刊行物で、日本郵便株式会社の承認を受けたもの(例:日刊、週刊、旬刊又は月刊等の新聞紙又は雑誌など)</p>			1kg以下	認可
第四種郵便物	<p>&lt;制度創設趣旨:特定の目的で国民の福祉増進に貢献するものの郵送料を安くするため&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通信教育※1</li> <li>○盲人用点字郵便物等※2</li> <li>○農産物種子等※3</li> <li>○学術刊行物※4</li> </ul> <p>※1 通信教育を行うための重要な手段である郵便の利用を容易にすることにより教育の普及に貢献するもの          ※2 盲人の方が知識等を得るための点字印刷物及び録音物等の郵送料を無料にすることにより、福祉の増進に貢献するもの          ※3 優良な農産種苗等の頒布を容易にすることにより、農業の生産性向上に寄与するもの          ※4 学術団体から発行される学術刊行物の郵送料を軽減することにより、学術研究の振興に貢献するもの</p>			1kg以下 但し、盲人用郵便物は3kg以下	認可

(注1) 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能

(注2) 郵便葉書の規格は約款で規定

通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下

# 我が国の郵便料金制度(料金規制)

郵便法(昭和22年法律第165号)(抄)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

(郵便に関する料金)

第3条 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

種別等(内国)		料金決定	適合要件/認可要件
第一種郵便物	書状等	事前届出(30日前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。</li> <li>配達地により異なる額が定められていないこと(日本郵便株式会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)</li> <li>定形郵便物(※)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(82円)を超えないものであること。</li> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul> <p>※ 定形郵便物とは、第一種郵便物(郵便書簡を除く。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであって、その重量が25g以下のものをいう。</p>
第二種郵便物	郵便葉書	事前届出(30日前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。</li> <li>配達地により異なる額が定められていないこと(日本郵便株式会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)</li> <li>定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。</li> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul>
第三種郵便物	新聞、雑誌などの定期刊行物	認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>配達地により異なる額が定められていないこと(日本郵便株式会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)</li> <li>同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。</li> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul>
第四種郵便物	点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子等	認可	
義務的特殊取扱	書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達	事前届出(30日前)	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること。</li> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul>
任意的特殊取扱	速達、特定記録郵便、交付記録郵便	事前届出(10日前)	
	上記以外(代金引換、電子郵便、配達時間帯指定郵便等)	[新規]事前届出(10日前) [変更]事後届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>定率又は定額をもって明確に定められていること。</li> <li>特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</li> </ul>
上記以外の料金	切手類の交換手数料等	[新規]事前届出(10日前) [変更]事後届出	

## ○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

**第14条** (郵便物の種類) 郵便物は、第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物とする。

**第20条** (第一種郵便物) 次に掲げる郵便物は、第一種郵便物とする。

一 筆書した書状(特定の人にあてた通信文を筆書(印章又はタイプライターによる場合を含む。)したもので、郵便葉書でないものをいう。以下同じ。)を内容とするもの

二 郵便書簡

三 前二号に掲げるもののほか、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物に該当しないもの

2 郵便書簡は、会社が、郵便約款でその規格及び様式を定めて、これを発行する。

**第21条** (第二種郵便物) 郵便葉書は、第二種郵便物とし、通常葉書及び往復葉書とする。

2 郵便葉書は、会社が、郵便約款でその規格及び様式を定めて、これを発行する。ただし、郵便約款の定める通常葉書又は往復葉書の規格及び様式を標準として、これを会社以外の者が作成することを妨げない。

**第22条** (第三種郵便物) 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。

2 第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。

3 会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追って定期的に発行するものであること。

二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。

三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

4 第二項の承認の求めがあつたときは、会社は、その求めがあつた日から総務省令で定める期間内に承認をし、又は承認しない旨を通知しなければならない。

5 第三種郵便物の承認は、承認を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。

**第27条** (第四種郵便物) 次に掲げる郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で会社の承認のもとに密閉したものも、同様とする。

一 法令に基づき監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間に当該通信教育を行うために発受する郵便物(筆書した書状を内容とするものを除く。)で郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの

三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設(総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。)から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの

四 植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの

五 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する学術に関する刊行物(総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。)を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から郵便約款の定めるところにより差し出されるもの

**第44条 (特殊取扱)** 会社は、この節に定めるところによるほか、郵便約款の定めるところにより、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の郵便物の特殊取扱を実施する。

2 会社は、前項の規定によるほか、郵便約款の定めるところにより、郵便物の代金引換(差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を当該差出人に支払う取扱いをいう。第五十条第一項第二号及び第二項第四号において同じ。)その他の郵便物の特殊取扱を実施することができる。

3 引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の取扱いは、書留とする郵便物につき、これをするものとする。

**第45条 (書留)** 書留の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物の引受けから配達に至るまでの記録をし、もし、送達の途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、差出しの際差出人から会社に申出のあつた損害要償額の全部又は一部を賠償する。

2 前項の損害要償額は、郵便物の内容である現金の額(その内容が現金以外の物であるときは、その物の時価)を超えない額であつて郵便約款の定める額を超えないものでなければならない。

3 差出人が第一項の損害要償額の申出をしなかつたときは、同項の規定の適用については、郵便約款の定める額を損害要償額として申し出たものとみなす。

4 会社は、第一項の規定によるもののほか、次に掲げる郵便物以外の郵便物につき、差出人からの申出があるときは、当該郵便物の引受け及び配達について記録し、もし、送達の途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、郵便約款の定める額を限度とする実損額を賠償する書留の取扱いをすることができる。

一 現金又は第十七条に規定する貴重品を内容とする郵便物

二 引受時刻証明、配達証明、内容証明又は特別送達の取扱いをする郵便物

**第46条 (引受時刻証明)** 引受時刻証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を引き受けた時刻を証明する。

**第47条 (配達証明)** 配達証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を配達し、又は交付した事実を証明する。

**第48条 (内容証明)** 内容証明の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物の内容である文書の内容を証明する。

2 前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第五十八条第一号の認証を受けるものとする。

**第49条 (特別送達)** 特別送達の取扱いにおいては、会社において、当該郵便物を民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第百三条から第百六条まで及び第百九条に掲げる方法により、送達し、その送達の実事を証明する。

2 前項の取扱いにおいては、郵便認証司による第五十八条第二号の認証を受けるものとする。

3 特別送達の取扱いは、法律の規定に基づいて民事訴訟法第百三条から第百六条まで及び第百九条に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする郵便物につき、これをするものとする。

## ○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(料金)

- 第67条** 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
- 一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。
  - 二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
  - 三 第一種郵便物(郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの(次号において「定形郵便物」という。)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
  - 四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。
  - 五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。
  - 六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - 七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。)
  - 二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。
  - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。)を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 6 第二項(第一号から第四号までを除く。)の規定は、前項の料金について準用する。
- 7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。



## ○郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)の規定(抜粋)

(料金の届出)

**第21条** 会社は、法第六十七条第一項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間(限定する場合に限る。)並びに料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。)
  - 二 実施期日
  - 三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由
- 2 前項の届出書の提出は、次に掲げる料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。

- 一 郵便物の料金
  - 二 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第一項に規定するものに限る。)の料金
- 3 第一項の届出書のうち前項各号に掲げる料金に係るものには、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 料金の算出の根拠に関する説明書
  - 二 郵便の役務に関する事業収支見積書

(定形郵便物の料金の上限)

**第23条** 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十二円とする。

(法第67条第5項 の総務省令で定める料金)

**第26条** 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金(変更に係る場合に限る。)とする。

- 一 郵便物の料金
  - 二 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第一項に規定するものに限る。)の料金
  - 三 郵便物の特殊取扱(法第四十四条第二項に規定する取扱いであつて速達、特定記録郵便及び交付記録郵便の取扱いに係るもの)の料金
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 速達 法第四十四条第二項 に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物(この号の適用を受ける郵便物を除く。)に優先して送達するものをいう。
  - 二 特定記録郵便 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物の引受けについて記録し、送達するものをいう。
  - 三 交付記録郵便 法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物の配達について記録するものをいう。

## ○郵便法(昭和22年法律第165号)の規定(抜粋)

(郵便約款)

**第68条** 会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(郵便業務管理規程)

**第70条** 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程(以下「郵便業務管理規程」という。)を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 郵便の業務の管理に関する事項

二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

三 郵便物の配達の方法

四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法

五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。

三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。

四 郵便物(国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。)について差し出された日から三日(国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。

五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。

六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

# (参考4) 行政手続きにおける他業法(ネットワーク事業)との比較

	郵便事業	信書便事業	電気通信事業	鉄道事業		貨物運送事業		
	郵便法	民間事業者による信書の送達に関する法律	電気通信事業法	鉄道事業法		貨物自動車運送事業法		貨物利用運送事業法
				鉄道事業 (例:JR、東京メトロ)	索道事業 (例:ロープウェイやスキーリフト)	一般貨物自動車運送事業 (例:宅配便)	特定貨物自動車運送事業 (例:特定荷主の自家輸送を代行事業)	貨物軽自動車運送事業 (例:バイク便)
料金の策定・変更	事前・事後届出 (三種・四種以外)  認可 (三種・四種)	事前届出 (一般信書便事業)  ※特定信書便事業は非規制(3号役務は下限あり)	事前届出  ※「特定電気通信役務」(市内通話・公衆電話等)はプライスキャップ規制であり、変更後の料金が基準料金指数を下回るものは事前届出(超える場合は認可)  ※上記以外は非規制。  「特定電気通信役務」:指定電気通信役務であって、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの  「指定電気通信役務」:ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの	認可 (上限策定・変更)  事前届出 (上限内の料金)	事前届出	事後届出		事後届出
約款の策定・変更	認可 ※試験的なサービスなどを約款に定める場合は認可不要	認可	事前届出 ※試験的なサービスを約款に定める場合は事前届出不要	— ※駅で公告をしなければ実施できない	認可	—	提出 (事業参入届出時)	認可
業務管理規程の策定・変更	認可	認可	事前届出 ※電気通信設備の管理規程(変更時は事後届出)	届出 (鉄道施設の工事施工認可申請日等)  ※安全管理規程	届出 ※安全管理規程	—	—	—
業務委託	認可 ※他法に定めがある場合は委託基準に従って実施	認可	—	許可	許可	—	—	—

- 日本郵便(株)に課された郵便のユニバーサルサービスの提供の責務を果たすため、郵便法、郵便法施行規則等により、以下のユニバーサルサービスの提供が義務付けられている。

## (1) 郵便のユニバーサルサービス (範囲)

サービスの範囲																	
対象サービス	<p><b>【郵便法に基づき提供される郵便サービス】</b></p> <p>○内国郵便</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">大きさ (注1)</th> <th rowspan="2">重さ (注1)</th> </tr> <tr> <th>最大</th> <th>最小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種郵便物 (書状等)</td> <td rowspan="4">長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm</td> <td rowspan="4">                     ①円筒形又はこれに似た形のもの                      長さ14cm、直径等3cm                      ②①以外                      長さ14cm、幅9cm                      上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可                 </td> <td>4kg以下</td> </tr> <tr> <td>第二種郵便物 (郵便葉書)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三種郵便物 (定期刊行物)</td> <td>1kg以下</td> </tr> <tr> <td>第四種郵便物 (点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子等)</td> <td>1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下</td> </tr> </tbody> </table>		大きさ (注1)		重さ (注1)	最大	最小	第一種郵便物 (書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下	第二種郵便物 (郵便葉書)	—	第三種郵便物 (定期刊行物)	1kg以下	第四種郵便物 (点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子等)	1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下
			大きさ (注1)			重さ (注1)											
		最大	最小														
	第一種郵便物 (書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下													
	第二種郵便物 (郵便葉書)			—													
第三種郵便物 (定期刊行物)	1kg以下																
第四種郵便物 (点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子等)	1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下																
(注1) 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能																	
(注2) 郵便葉書の規格は約款で規定 通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下																	
○国際郵便 (通常 (書状2kg以下、点字：7kg以下等)、小包30kg以下、EMS30kg以下)																	
○郵便物の特殊取扱 (義務的特殊取扱) 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達																	

※ 荷物(いわゆる「ゆうパック」等)は、郵便法の規律の対象ではなく、宅配便事業等と同じ位置付けとされている。

※ 特殊取扱のうち、速達、代金引換及び年賀特別郵便等は、郵便法上、ユニバーサルサービスの提供は義務付けられていない。

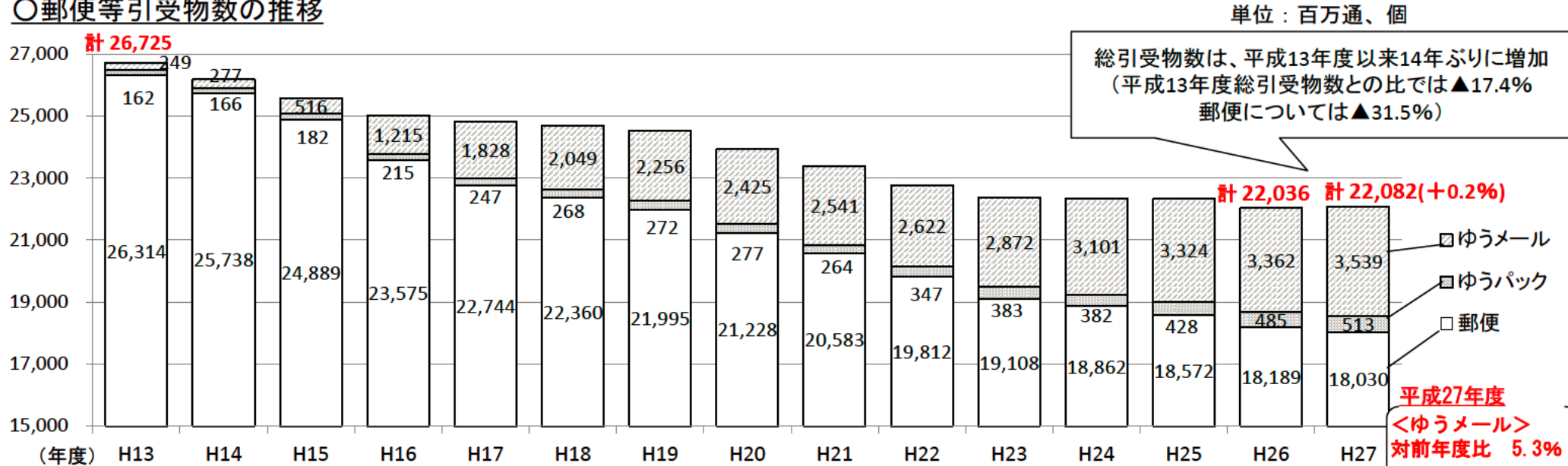
## (2) 郵便のユニバーサルサービス (水準)

	サービス水準
引 受	<p><b>【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト(郵便差出箱)の設置】</b>  <small>＜郵便法第70条第3項、施行規則第30条第2項（郵便業務管理規程の認可基準）＞</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵政公社法施行時（平成15年4月1日）のポスト数を維持（約18万本）</li> <li>・各市町村等内に満遍なく設置すること</li> <li>・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること</li> </ul>
	<p><b>【郵便局の設置】</b> <small>＜日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条第1項～第3項＞</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵便株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置すること</li> </ul>
料 金	<p><b>【全国均一料金でなるべく安い料金】</b> <small>＜郵便法第67条、施行規則第23条＞</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便料金の事前届出制（郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金は事後届出制。第三種、第四種郵便物の料金は認可制。）</li> <li>・最軽量（25g以下）の場合については、82円以下の料金</li> </ul>
配 達	<p><b>【週6日 原則1日1回の配達】</b> <small>＜郵便法第70条第3項、施行規則第30条第3項＞</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祝日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うこと</li> </ul>
	<p><b>【（差し出された日から）原則3日以内に送達】</b> <small>＜郵便法第70条第3項、施行規則第30条第5項＞</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の地域からの差出しの場合を除き、3日以内に送達 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る） 2週間以内</li> <li>▶ 上記以外の離島 5日以内</li> </ul> </li> </ul>
	<p><b>【全国あまねく戸別（あて所）配達】</b> <small>＜郵便法第70条第3項、施行規則第30条第3項＞</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の方法により配達できない交通困難地（冬期の山小屋など、日本郵便株が別に定める地域）あての場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること</li> </ul>

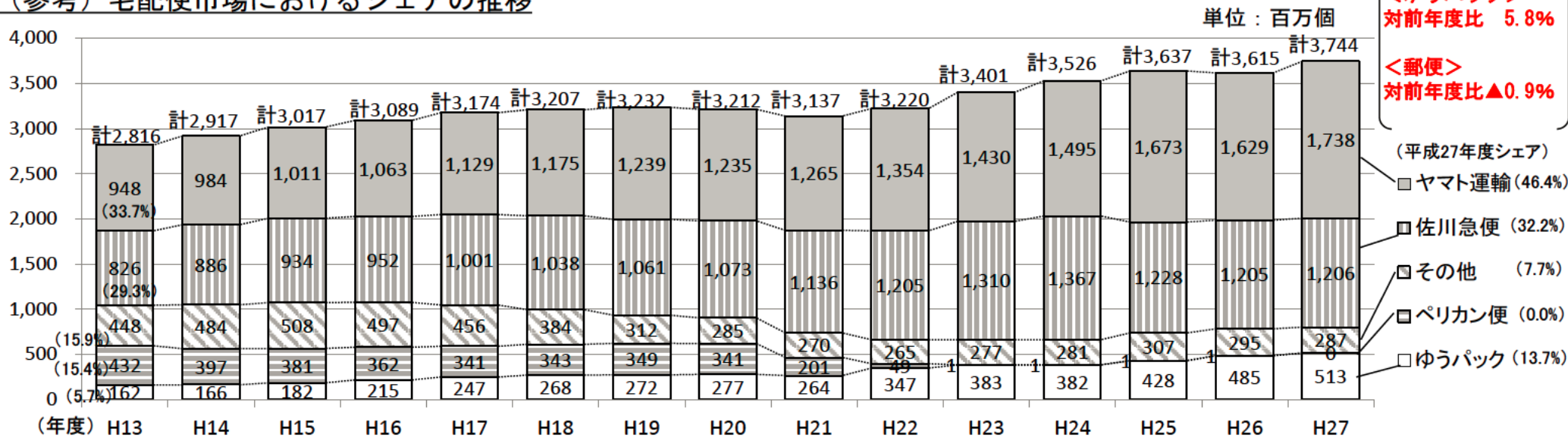
# 郵便引受物数等の推移

□ 総引受物数（荷物含む）については、平成26年度比0.2%の増加となり、平成13年度のピーク以来14年ぶりに増加。  
 （郵便引受物数は、平成13年度のピーク時から毎年減少し、平成27年度はピークと比べ、31.5%の減少。）

## ○郵便等引受物数の推移



## （参考）宅配便市場におけるシェアの推移



## ○郵便・物流事業セグメントにおける営業利益の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益 (郵便・物流事業セグメント)	448	427	▲1,034	▲223	374	94	▲103	67

※ 日本郵便(株)決算(単体)より。

平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

※ 印紙売りさばき、ロジスティクス事業等に係る収支が含まれており、郵便の種類別収支及び荷物の収支の合計額とは一致しない。

## ○郵便の種類別収支の推移

(単位：億円)

営業利益	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
郵便物	504	589	288	678	767	374	115	123
内国郵便	437	535	172	547	614	217	▲7	6
第一種	804	688	366	548	458	273	123	119
第二種	▲67	▲73	▲199	▲8	83	▲39	▲215	▲294
第三種	▲105	▲89	▲89	▲67	▲61	▲63	▲66	▲67
第四種	▲18	▲21	▲14	▲11	▲11	▲12	▲13	▲11
特殊取扱	▲177	29	108	85	145	59	162	258
国際郵便	68	54	116	130	153	157	122	117

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

## (参考) 荷物の収支の推移

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
営業利益	▲36	▲127	▲1,185	▲774	▲416	▲332	▲208	8

※ 平成24年度は、郵便事業(株)(上期)と日本郵便(株)(下期)の合算。

## 1 ユニバーサルサービスを構成するサービスの現状と課題

### ① 郵便サービスの種別

- ・ 郵便サービスの種別(第一種、第二種、第三種、第四種)に関する現状と課題
- ・ 各種別ごとのサービスの現状と課題について検討・整理。

### ② 政策的な低廉料金サービス(第三種郵便物、第四種郵便物)

特に赤字サービスとなっている第三種郵便物(定期刊行物)及び第四種郵便物(点字郵便物、通信教育、学術刊行物、農産物種子)の現状と課題について検討・整理。(※①と一部重複)

## 2 ユニバーサルサービスの提供方法に係る現状と課題

### ① 郵便法に定める認可・届出(料金、郵便約款、郵便業務管理規程)

郵便料金、郵便約款及び郵便業務管理規程の制定・変更の手續に係る現状と課題について検討・整理。

### ② 地域における郵便局ネットワーク(金融窓口、簡易局を含む)の維持

少子高齢化、人口減少等が進展する中での地域における郵便局サービスの提供方法に係る現状と課題について検討・整理。